

別紙1

菊川ベルちゃん体育館芝生広場環境整備等業務仕様書

1 業務の目的

本業務は、多くの利用者の憩いの場として日常的に活用されている菊川ベルちゃん体育館芝生広場において、平常時の快適性及び利便性の向上を図るとともに、災害時における安全・安心の確保に資する公共空間の機能強化を図ることを目的として実施するものである。

具体的には、災害時の炊き出し等に活用できる「かまど機能付きベンチ」、夜間における歩行の安全性や防犯性を高める「照明機能付きベンチ」、停電時でも利用可能な非常用電源として機能する「スマートフォン充電機能付きベンチ」、および日常的な休憩・交流の場となる「普通ベンチ」を組み合わせて設置することにより、日常活用と防災機能を一体的に備えた多機能型の公共空間を形成するものである。

これら複数種のベンチを整備することで、芝生広場の滞在性向上、災害対応力の強化、安全・安心の確保、地域の交流促進を総合的に推進し、地域住民が快適に利用できる魅力ある公共空間づくりに寄与することを目的とする。

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

※設置日時等は発注者と協議のうえ決定する。

3 履行場所

下関市菊川ベルちゃん体育館芝生広場

(下関市菊川町大字下岡枝1477番地3)

※別紙2「履行場所」参照

4 業務内容

(1) 設置するベンチの仕様

かまど機能付きベンチ	
数量	2
構造・設置方式	<ul style="list-style-type: none">■ 屋外環境に適した耐候性・耐久性を有する構造とすること。■ 据置式とし、設置後に容易に動かないよう十分な重量が確保されていること。(脚部については、コンクリート等の重量を有す

	<p>る材料を使用すること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ベンチとして日常的に使用できる座面強度および構造を有すること。また、背もたれを持たない「背なし」構造であること。 ■ 寸法は、屋外用ベンチとして一般的な利用に支障のない範囲のものとし、特定の数値基準は設けないものとする。
かまど機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 災害時等において、炊き出し等が可能となる「かまど機能」を有すること。 ■ かまどの構造は、以下のいずれかの方式でも差し支えないものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ベンチ本体の一部を開放して、かまどとして使用するタイプ ・ベンチ内部から取り外し、かまどとして使用するタイプ ・その他、かまどとしての使用が可能となる構造を有するもの
安全性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 使用時に安定して設置でき、加熱時の安全性が確保されていること。 ■ 火床部や燃焼部等の構造が、一般的なかまどとして適切な強度・安全性を備えていること。
参考製品	<ul style="list-style-type: none"> ■ 詳細は別添参考図面参照。 <p>※同等以上の機能・性能を有する製品であれば可とする。</p>

照明機能付きベンチ	
数量	4
構造・設置方式	<ul style="list-style-type: none"> ■ 屋外環境に適した耐候性・耐久性を有する構造とすること。 ■ 据置式とし、設置後に容易に動かないよう十分な重量が確保されていること。(脚部については、コンクリート等の重量を有する材料を使用すること。) ■ ベンチとして日常的に使用できる座面強度および構造を有すること。また、背もたれを持たない「背なし」構造であること。 ■ 寸法は、屋外用ベンチとして一般的な利用に支障のない範囲のものとし、特定の数値基準は設けないものとする。
照明機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 太陽光パネルにより発電した電力を蓄電し、夜間に自動点灯する照明機能を備えていること。 ■ 照明は足元灯または誘導灯として機能し、周辺の歩行空間の安全確保に資する明るさを有すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ■ 長時間の屋外使用に適した蓄電池および光源（LED 等）を使用していること。 ■ 点灯時間・照度については特定の数値基準は設けないが、一般的な屋外用ソーラー照明として支障のない性能であること。
安全性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 光が直接利用者の視界を妨げないよう配慮された構造であること。 ■ 防水・防塵性能を備え、屋外照明器具として適切な安全性が確保されていること。
参考製品	<ul style="list-style-type: none"> ■ 詳細は別添参考図面参照。 <p>※同等以上の機能・性能を有する製品であれば可とする。</p>

スマートフォン充電機能付きベンチ	
数量	2
構造・設置方式	<ul style="list-style-type: none"> ■ 屋外環境に適した耐候性・耐久性を有する構造とすること。 ■ 据置式とし、設置後に容易に動かないよう十分な重量が確保されていること。（脚部については、コンクリート等の重量を有する材料を使用すること。） ■ ベンチとして日常的に使用できる座面強度および構造を有すること。また、背もたれを持たない「背なし」構造であること。 ■ 寸法は、屋外用ベンチとして一般的な利用に支障のない範囲のものとし、特定の数値基準は設けないものとする。
充電機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 太陽光パネルにより発電した電力を蓄電し、スマートフォンを充電できる機能を有すること。 ■ 非接触（ワイヤレス）方式により、スマートフォンを充電できる機能を有すること。 ■ ワイヤレス充電の規格は、一般的に流通しているスマートフォンの多くが採用する標準規格（Qi 規格等）に対応していること。 ■ 充電速度・充電可能台数については、蓄電池の残量や端末側の仕様に左右されるため特段の数値基準は設けないが、一般的なワイヤレス充電機能として支障のない性能を有していること。
安全性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 充電部が利用者にとって安全に使用できるよう、防水・防塵性、耐衝撃性等に配慮された構造であること。

参考製品	<ul style="list-style-type: none"> ■ 詳細は別添参考図面参照。 <p style="margin-top: 5px;">※同等以上の機能・性能を有する製品であれば可とする。</p>
------	---

普通ベンチ	
数量	2
構造・設置方式	<ul style="list-style-type: none"> ■ 屋外環境に適した耐候性・耐久性を有する構造とすること。 ■ 据置式とし、設置後に容易に動かないよう十分な重量が確保されていること。(脚部については、コンクリート等の重量を有する材料を使用すること。) ■ ベンチとして日常的に使用できる座面強度および構造を有すること。また、背もたれを持たない「背なし」構造であること。 ■ 寸法は、屋外用ベンチとして一般的な利用に支障のない範囲のものとし、特定の数値基準は設けないものとする。
参考製品	<ul style="list-style-type: none"> ■ 詳細は別添参考図面参照。 <p style="margin-top: 5px;">※同等以上の性能を有する製品であれば可とする。</p>

(2) 利用説明会に関する業務

- ア 設置したベンチ（かまど機能付きベンチ、スマートフォン充電機能付きベンチ）の防災機能及び使用方法について、住民への周知を目的とした「利用説明会（レクチャー）」を実施すること。
- イ 説明会では、以下の内容を含むものとする。
 - ・かまど機能付きベンチの説明
 - ・スマートフォン充電機能付きベンチの説明
- ウ 開催にあたっては、市と連携し、日時・内容・実施体制について協議のうえ決定すること。
- エ 住民等関係者への案内は、市が行うこととする。

5 設置場所（芝生広場内の配置）及び日時

- (1) 発注者と協議のうえ決定するものとする。
- (2) 受託者は発注者との協議内容を反映した配置図面を作成し提出すること。

6 業務上の要件

- (1) 受託者は、契約時に担当責任者を定め、責任を持って指示及び管理・運営を行う

こと。

- (2) 本業務の進め方の協議や進捗管理・成果等について、常に下関市と連携を図り、情報共有をしながら適切な業務を遂行すること。

7 提出書類等

- (1) 業務着手前

配置図面を提出すること。

- (2) 業務完了後

業務完了報告書（着手前、完了後の写真等）を提出すること。

- (3) 中間報告等

業務期間中、下関市から業務の進捗状況の確認を求められた場合は、速やかに報告を行うこと。

8 その他の留意事項

- (1) 関係機関と連携し、必要な情報の提供など、十分に配慮すること。

- (2) 再委託は原則として禁止する。なお、業務の一部について再委託を必要とする場合は、あらかじめ下関市の承認を得ること。

- (3) 契約金額には、委託契約の履行に必要となる一切の経費を含む。

- (4) 業務の実施に当たっては、下関市の条例、規則、その他関連する法令等を遵守し、下関市と十分協議の上、誠実に履行すること。

- (5) 仕様書に詳細な記載のない事項でも、業務を遂行するうえで必要と考えられるものは受託者において実施するものとする。

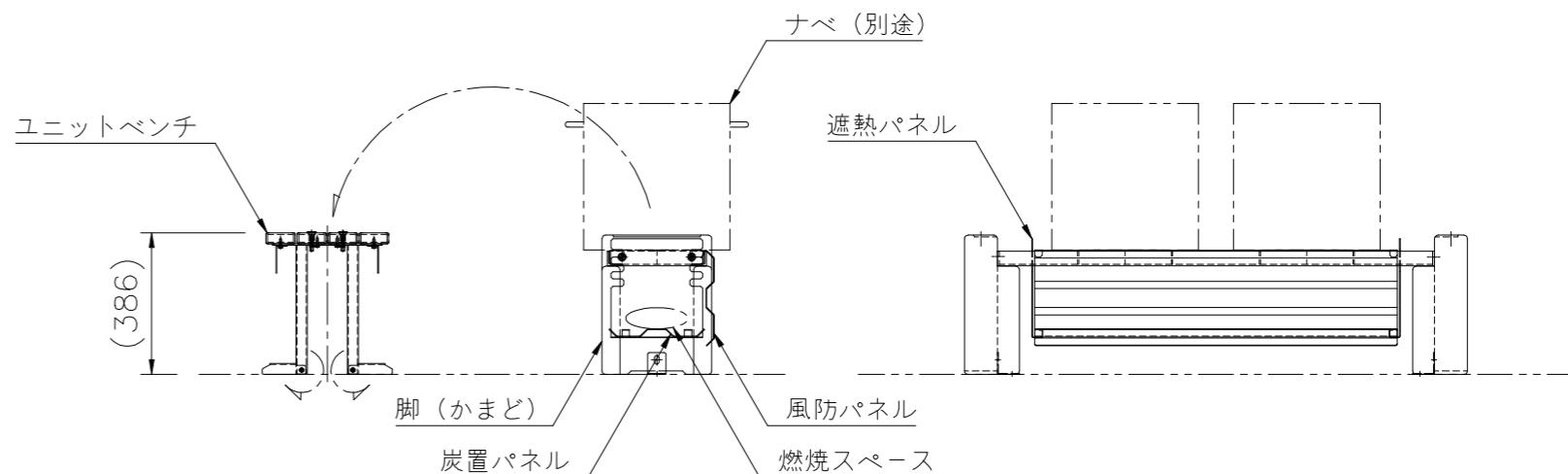
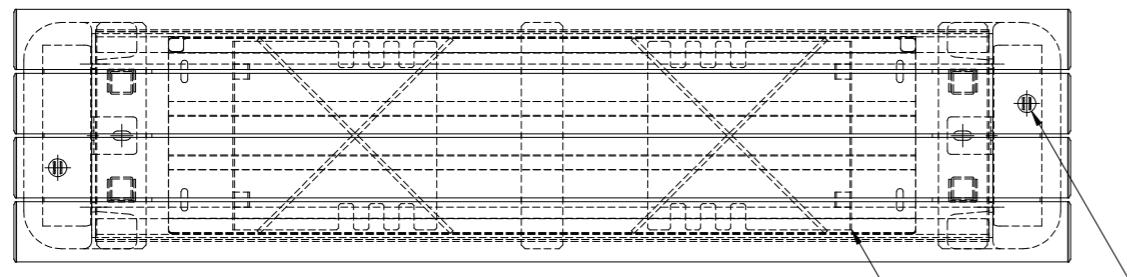
- (6) 本業務遂行に当たり、受託者の責に帰すべき事由により、本市又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。

- (7) 業務のうち、しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項は、別紙3特記仕様書（環境編簡易）のとおりとする。

- (8) 業務のうち、下関市暴力団排除条例による措置については、別紙4下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項のとおりとする。

- (9) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、下関市及び受託者の協議により決定するものとする。

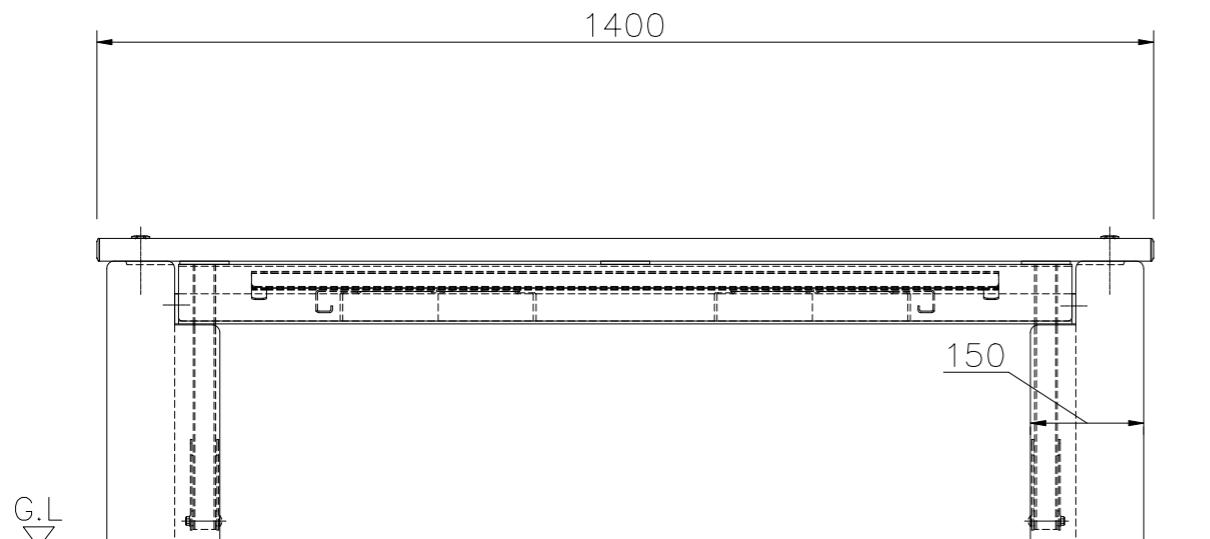
参考図面：かまど機能付きベンチ



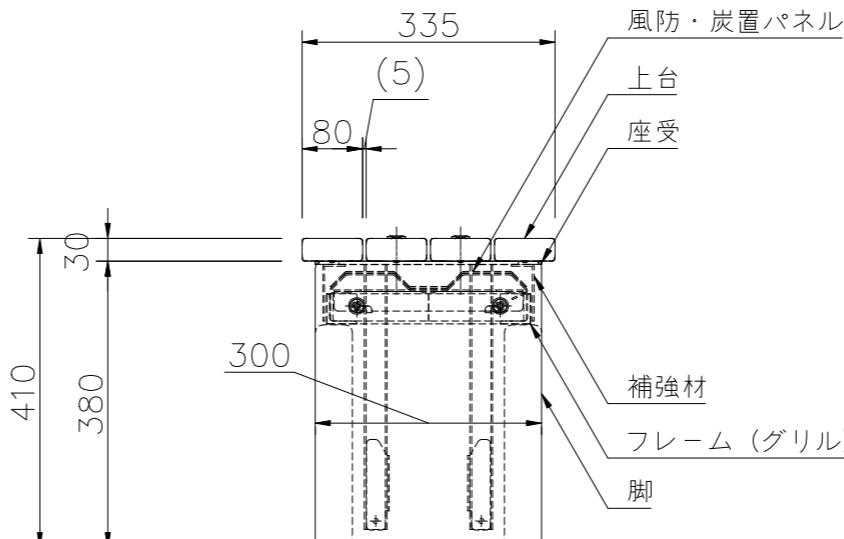
かまど使用時設定図 S=1/20

使用上の注意

- ・加熱時は引火の恐れが無いように、製品の周りには十分なスペースを確保してください。
- ・加熱後すぐに水をかけると製品が破損する恐れがあります。
- ・製品の温度が十分に下がってから清掃作業を行ってください。
- ・消火後、製品は大変高温になっています。製品の温度が下がるまでは近づいたり、手を触れないようにしてください。



外観図 S=1/10 (A3)



かまど

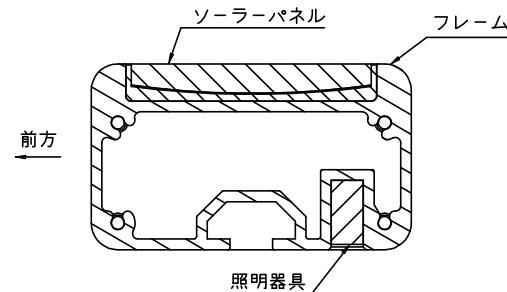
フレーム(グリル) : L-40×40×t4ステンレス等辺山形鋼
t5×40ステンレス平鋼
風防・炭置パネル・遮熱パネル : t1.5ステンレス鋼板
脚 : 擬石ショットブロスト仕上

※ISO9001 / ISO14001認証取得企業の製品とする。

※(一社)日本公園施設業協会 SPL表示認定企業製品とする。

※(一社)日本公園施設業協会団体賠償責任保険に加入した製品とする。

参考図面：照明機能付きベンチ



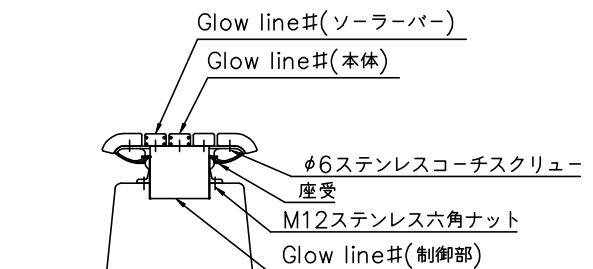
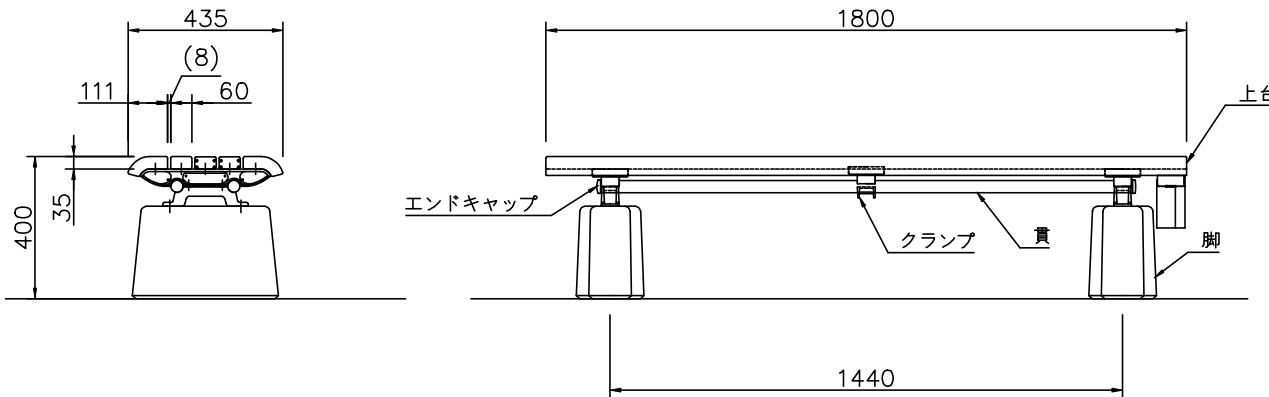
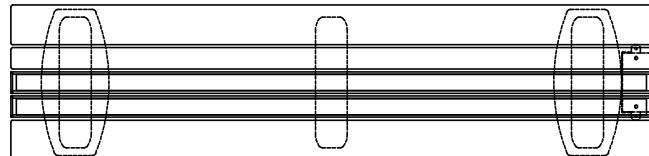
Glow line#(本体) 断面図 S=1/1

上台 : REKWOOD2 (チャコール)
 座受 : アルミ合金鋳物 合成樹脂塗装 (アースグレー)
 貫 : $\phi 34$ アルミ押出形材 アルマイット仕上 (ブラック)
 樹脂エンドキャップ付 (ブラック)
 クランプ : アルミ合金鋳物 合成樹脂塗装 (アースグレー)
 脚 : PCコンクリート
 質量 : 114kg

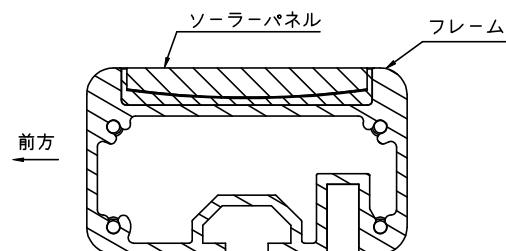
Glow line#(本体/ソーラーバー)
 フレーム : アルミ押出型材 アルマイット仕上 (シルバー)
 エンドキャップ : $t4$ アルミ板加工品 アルマイット仕上 (ブラック)
 ソーラーパネル : 単結晶シリコン
 照明器具 : LED (電球色) ※本体のみ
 Glow line#(制御部)
 制御ボックス取付部品 : $t1.2$ 溶融亜鉛メッキ鋼板 合成樹脂塗装 (アースグレー)
 制御ボックス : $\square 250 \times 75$ ポリカーボネート
 ※盗難防止用南京錠付
 バッテリー : 90Wh リチウムイオン電池 ×1
 ※USBタイプC差込口 ×1

- 設置位置は十分な日照時間を果たす地域・位置としてください。
- ・十分な機能を果たす設置位置として、1日当たり正午を含む6時間以上ソーラーパネルに日光が当たる場所に設置ください。
- ・日照時間中にはソーラーパネル全体に直射日光が当たり、木や障害物などで影がかからない場所・位置に設置ください。
- 無日照保証日数 3日間 (初期満充電時)
- 動作環境温度は0°C~45°Cです。
- 暗くなるとセンサーで自動点灯し6時間後に消灯します。
近くに街灯などがあるとLEDが自動点灯しない可能性があるため、夜間は十分に暗い場所に設置ください。

※ISO9001/ISO14001認証取得企業の製品とする。
 ※ (一社) 日本公園施設業協会 SPL表示認定企業製品とする。
 ※ (一社) 日本公園施設業協会 団体賠償責任保険に加入した製品とする。



参考図面：スマートフォン充電機能付きベンチ

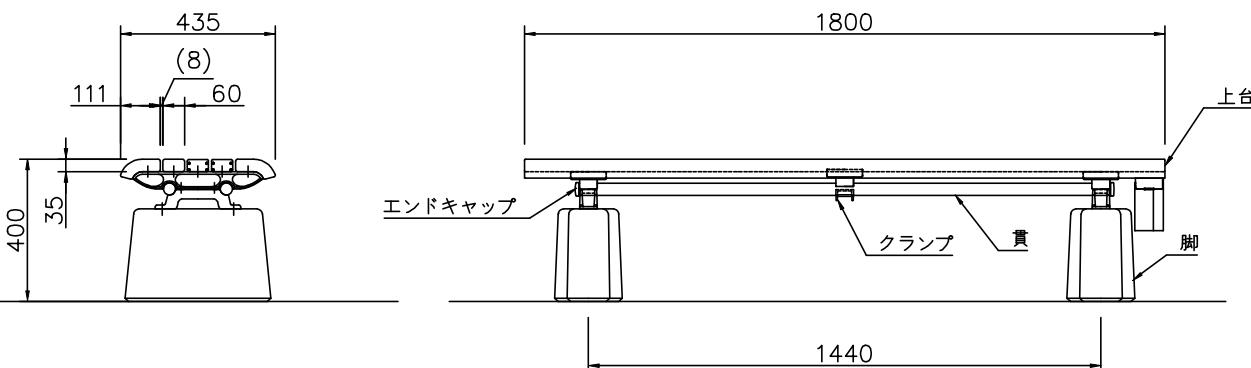
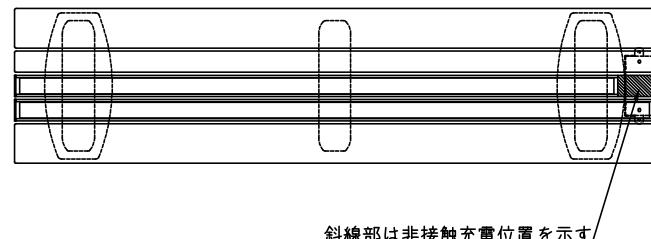


Charge line#(本体) 断面図 S=1/1

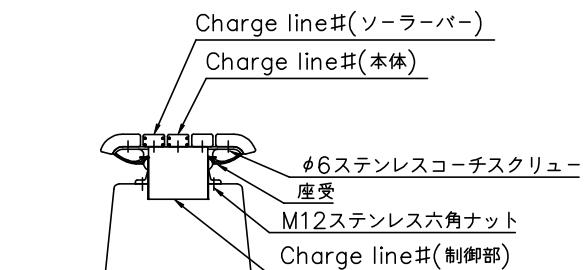
上台 : REKWOOD2 (チャコール)
 座受 : アルミ合金鋳物 合成樹脂塗装 (アースグレー)
 貫 : $\phi 34$ アルミ押出形材 アルマイット仕上 (ブラック)
 樹脂エンドキャップ付 (ブラック)
 クランプ : アルミ合金鋳物 合成樹脂塗装 (アースグレー)
 脚 : PCコンクリート
 質量 : 114kg

Charge line#(本体/ソーラーバー)
 フレーム : アルミ押出型材 アルマイット仕上 (シルバー)
 エンドキャップ : t4 アルミ板加工品 アルマイット仕上 (ブラック)
 ソーラーパネル : 単結晶シリコン
 非接触充電 : 最大出力7.5W※本体のみ
 Charge line#(制御部)
 制御ボックス取付部品 : t1.2溶融亜鉛メッキ鋼板 合成樹脂塗装 (アースグレー)
 制御ボックス : □250x75 ポリカーボネート
 ※盗難防止用南京錠付
 バッテリー : 90Wh リチウムイオン電池×1
 ※USBタイプC差込口×1

- 設置位置は十分な日照時間を果たす地域・位置としてください。
- ・十分な機能を果たす設置位置として、1日当たり正午を含む6時間以上ソーラーパネルに日光が当たる場所に設置ください。
- ・日照時間中にソーラーパネル全体に直射日光が当たり、木や障害物などで影がかからない場所・位置に設置ください。
- 動作環境温度は0°C~45°Cです。



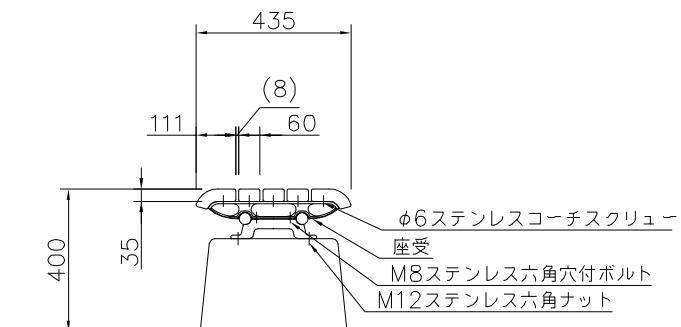
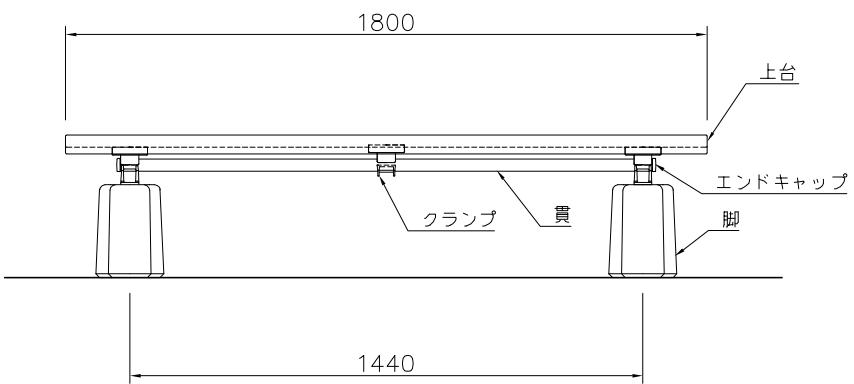
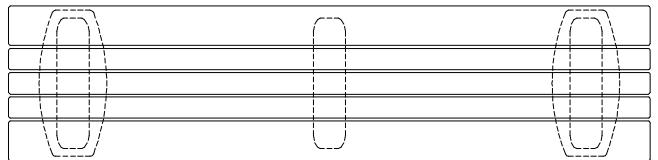
*ISO9001/ISO14001認証取得企業の製品とする。
 * (一社)日本公園施設業協会 SPL表示認定企業製品とする。
 * (一社)日本公園施設業協会 団体賠償責任保険に加入した製品とする。



参考図面：普通ベンチ

上台 : REKWOOD2 (チャコール)
座受 : アルミ合金鋳物 合成樹脂塗装 (アースグレー)
貴 : $\phi 34$ アルミ押出形材 アルマイド仕上 (ブラック)
樹脂エンドキャップ付 (ブラック)
クランプ : アルミ合金鋳物 合成樹脂塗装 (アースグレー)
脚 : PCコンクリート
質量 : 112kg

※ISO9001認証取得企業で品質管理された製品です。
※(一社)日本公園施設業協会 SPL表示認定企業の製造製品です。
※(一社)日本公園施設業協会の生産物賠償責任保険に加入した製品です。



別紙2 「履行場所」



(現況写真 令和7年12月)



特記仕様書（環境編簡易）

下関市は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、下関市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取り組みには受託者の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、受託者は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

受託者は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

受託者は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに下関市へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

受託者は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに下関市へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

受託者は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 下関市と受託者は、下関市暴力団排除条例第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 下関市は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受託者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、下関市が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の損害賠償については、この特記事項が付加される契約の規定による。

(関係機関への照会等)

第3条 下関市は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、受託者に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、受託者が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 受託者は、前項の規定により、下関市が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

(契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 受託者は、自ら又はこの契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、この契約の適正な履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに下関市に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 下関市、受託者及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。